

「制度律令」改革における時勢人情と学問

山口, 亮介
日本学術振興会特別研究員 : PD

<https://hdl.handle.net/2324/1474902>

出版情報 : 法律時報. 85 (13), pp. 扉-, 2013-12-01. 日本評論社
バージョン :
権利関係 :

「制度律令」改革における時勢人情と学問

明治期の啓蒙知識人として知られる津田真道は明治27年に行った講演において、欧州各国の制度を折衷した現在の憲法や民・刑事法を国内において十全に適用可能であるかどうかにつき疑問を呈している。その際彼は、幕末期のオランダ留学時に教えを受けたライデン大学教授S.フィセリングから、学業修了し帰国するに際して受けた「立憲政体等各種の法論は、我歐洲諸國今日の形成上より論じて是とする所なり、然れども直に之を貴國に適用せんと欲するは則非なり、貴國は正に貴國に相當する所の法律制度あるべし」との戒めに言及し、今思えばこれが感嘆すべき卓見であったと述懐した。留学中、立憲政体論に感銘を受けた

津田は、上述の教えに当初は頗る戸惑ったという（『天下國家』東京學士會院雜誌16巻7号（1894））。

ここに紹介するのは、津田が明治2年4月当時政体書官制下の制度寮にあって准撰修刑律取調専務を務めた際に提出した、「管窺異見」と題する建白書の一部である。同史料は、王政復古に当たって自らに課された刑律策定の事業に就き、政府が「制度律令」の制定にいかなる姿勢で臨むべきかを説くとともに、国内の早期平定、外国人保護、会計金札等の制度整備の必要に広く言及する。

この建白で津田は、「制度律令」の改革は古来より「時勢」と「人情」に適ってはじめて成されることを強調する。次の箇条以降では頼朝や家康が旧制を踏まえたように、と過去の例を挙げ、王政復古体制下においても旧幕府統治体制をも十分

史料の窓

一 昔、若者頭存りて「王儲」に「出衆」す。奈何
 経天緯地を志すモノニテ「字」を「職」の一部とす。禮不
 レテ「碩」博、識、學、者、トモ「一」ニ「出」レテ「出」ルモノリ
 性、年、日、茶、下、大、學、校、海、と、書、博、士、ト、出、テ、先
 生、ト、フ、モノ、受、ケ、レ、シ、時、ハ、先、生、魁、々、シ、テ、居、日、ヲ
 我、ヲ、ロ、ク、成、就、ク、所、ハ、歐、羅、巴、人、ノ、論、ナリ、學、ヲ、マ、シ
 フ、今、日、ノ、日、本、ハ、行、ン、ト、ス、大、處、ナリ、ト、今、世、人、漢
 譯、ノ、萬、國、公、法、ヲ、讀、ミ、シ、テ、ハ、萬、國、公、法、也、萬、國、公、法、也、萬、國
 公、法、ト、ハ、一、編、道、ス、ル、カ、レ、シ、ト、ナリ、ト、去、世、學、問

一 前進スルヲ専、ハ、是、亦、足、リ、ナリ、法、國、ハ、時、勢、
 人情、盛、ニ、テ、華、人、故、レ、古、來、制、度、律、令、ヲ、改、革、ス、ル、
 皆、人、情、時、勢、ノ、上、ヲ、待、テ、シ、コ、リ、是、不、若、夫、人、也、
 容、易、ニ、改、革、ス、ル、時、ハ、去、世、勝、ヲ、教、ノ、カ、ズ、
 一 皇、政、神、復、也、ハ、固、リ、
 聖、王、賢、相、徳、也、所、以、シ、テ、其、由、來、ス、ル、所、一、朝、ノ、
 一、不、又、一、世、ノ、不、亦、極、速、教、多、ク、今、其、大、政、ヲ
 操、ル、モ、先、教、問、ハ、上、リ、之、ヲ、言、ハ、ル、ハ、水、戸、大、臣、
 大、ヲ、和、シ、其、間、長、根、葉、繁、茂、學、問、若、

〔掲載の史料は、『維新當時建白書類雑纂』（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵）所収〕

に意識した改革の必要に言及するのである。

また津田はこれと並行して早くも冒頭のフィセリングの戒めに依拠し、万国公法等の西政法学説を金科玉条の如く無前提で取り扱う態度を否とする。もっともこれは、西政法学・法制の導入を直ちに否定するものではなかった。現に外国制度の比較と参照は同建白中屢々見られ、「時勢」の変化は強く意識されている。ここで彼は一足飛びに西政法に飛びつくのではなく、これについて「字ヲ識」り「書ヲ讀」むことを通じ着実に順を追って学問を前進させおくことが望ましいと主張するのである。ところでこの学問についての関心は、津田において留学前から一貫した態度でもあったとみられることが彼の「天外獨語」と題する蕃書調所時代の文章から窺われることは留意されてよい

（大久保利謙編『津田真道全集上』（みすず書房・2001）に影印所収）。その後ライデンで津田が学んだ五科講義は、「泰西法学要領」（同前所収）の西政法学の分類に端的に見られるように全体としてすぐれて体系的に整理されていた。こうした学問のあり方は、彼が留学前より有していた学問の発達に対する考えを補強したものとも考えられる。

津田は当時、欧州の法・制度に学んだ洋学者としての立場からの活躍を期待され刑律取調に任命されたとみられる。しかしながら彼がここで最も重要視したのは、西欧に範を取るにせよ国内古制或いは旧制を踏まえるにせよ、改革の時に至ってこれに十全に対応しうる諸学問の基盤を形成することであったということができよう。

〔日本學術振興會特別研究員PD 山口亮介〕